

「通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業」の公募に係るQ&A

令和8年2月16日(月)時点
 ※質問の受付期間は終了しました

No.	質問	回答
1	昨年資格審査を申請し結果通知を頂きましたが、その後理事長が交代した。この場合、資格審査結果通知書をそのまま提出で良いか？何か届出や変更願等の手続きをする必要があるのか。	<p>代表者が変更した場合は、変更申請が必要です。詳しくは、下記URLをご確認下さい。</p> <p>なお、変更が間に合わない場合は、変更前の文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)の認定通知書の写しと、申請中であることが分かる書類の両方を提出して下さい。</p> <p>【インターネットによる申請】 https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujoho/resources/app/html/shinsei_internet.html</p> <p>【郵送・持参による申請】 https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujoho/resources/app/html/shinsei_yusojisan.html</p>
2	報告書編集に係る業務を競争加入者から個人に依頼することは可能か？その場合、雑役務費又は人件費のどちらに計上すべきか。	貴社とその個人との契約関係に基づき整理をして下さい。
3	仕様書の2(1)④に「所轄庁より学校に提出を依頼し、所轄庁宛に提出された書類が過不足なく揃っているかの確認」とあるが、所轄庁は確認せず、受託者において確認をするということか。	まずは所轄庁が確認します。そのうえで不慣れな所轄庁もあるため、受託者において二重に確認をしていただくものです。
4	仕様書の2(1)⑧に「事業実施によらずとも、所轄庁が本来の権能を発揮し、自ら指導監督を継続して実施していけるような調査のためのマニュアルや調査票等(以下、「自己点検用マニュアル等」とする)の作成。」とあるが、ここでいう自己点検用マニュアル等については、2(1)①で実施する点検調査のマニュアルとは別ということが良いか。	お見込みの通りです。自己点検用マニュアル等は本事業で実施する点検調査とは別に所轄庁が自ら行う指導監督のためのマニュアル等を示しています。